

京都市生活安全ビジョン 〈案〉 (第4次防犯・事故防止基本計画)

～だれもが安心してくらせるまちづくり～

1

計画の位置づけ

- ・京都市生活安全ビジョンは、京都市生活安全条例に基づき策定する「京都市生活安全（防犯・事故防止）基本計画」である。
- ・2050年までの市政の基本方針である、「京都基本構想案」の生活安全分野(防犯・事故防止)における分野別計画とする。
- ・グローバル化の進展、インターネットや人工知能（AI）技術の普及、少子高齢化社会の到来、さまざまな社会的分断の顕在化とこれらに連関する数多の変化が複雑化・加速化する社会情勢の中、長期的な視点に立って生活安全施策の方向性を示す計画とする。

2

基本理念

～だれもが安心してくらせるまちづくり～

- ・ 市民及び国内外からの観光や仕事、通学、買物等で京都市内に滞在されている方々が、安心して生活し、滞在することができる安全な地域社会の実現を図る。
- ・ 地域における犯罪及び事故を未然に防止するための施策を総合的かつ計画的に推進する。

3

計画期間

- ・ 令和8年度～令和17年度(10年間)
- ・ 計画期間中も、関係法令の改正等、社会情勢の変化を踏まえ、**必要に応じて見直す**こととする。
- ・ 地域コミュニティのありようや、観光対策、道路交通、自転車利用、公共交通、消費生活等の関連する分野とは、それぞれの計画と連携していく。

4

社会状況の変化

- 1 京都市域での刑法犯の認知件数は、平成25年（21,326件）から令和6年（8,080件）となっている。
- 2 平成25年と令和6年を比較すると約1万3千件の減少となっている一方、第1期から毎年、連続して前年比減であった件数は、令和2年のコロナによる行動制限等の影響を受け、いったん大きく減少したものの令和4年の規制緩和に伴い増加傾向に転じたが、令和6年は前年比で微減となっている。（令和5年8,104件に対し、令和6年8,080件の24件減）
また、女性が被害者となることが多い不同意わいせつや公然わいせつ、子どもが被害者となった凶悪犯や粗暴犯も依然として発生している。
- 3 犯罪形態が複雑化、巧妙化するなど、一見して、犯罪に巻き込まれているという認識が持ちにくい特殊詐欺や匿名・流動型犯罪などが出現している。

5

社会状況の変化

- 4 交通事故の発生件数は、全国的には平成16年に第一次交通戦争の件数をはるかに超える状況となったが、京都市域においては、大きな増加はなく、その後減少傾向にある。
- 5 高齢化社会への進展とともに、交通事故発生件数における高齢者が関係する事故の割合は増加傾向にある。
- 6 先進技術の導入や新しいモビリティの出現、自転車の運転に関する厳罰化などを踏まえ、人優先の交通安全思想の下、知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てることが重要である。

6

生活安全施策の必要性

- ・京都市の人口は長らく147万人前後で推移してきたが、2010年代後半から減少局面に突入しており、地域における人間関係を弱体化させているのみならず、このまちが長い歴史の中で育んできた住民自治の伝統や支え合いの精神と実践の双方を希薄化させており、高齢化・核家族化による地域社会の弱体化とも相まって、**地域社会における防犯力・交通事故防止力の維持が困難**になりつつある。
- ・犯罪・交通事故の未然の発生防止、被害拡大防止のため、引き続き、**生活安全対策の継続**が求められている。

7

目指すべき社会

相互に信頼し支えあう、だれもが安心してくらせるまち

- ・ひとりひとりが安全意識をもち、**互いに協力**しながら、犯罪や事故に**備え、対応**することができるまち。
- ・市民や事業者、市、警察などの関係機関がそれぞれの役割を担いながら、**連携し、一体となって、地域の安全活動に取り組む**まち。
- ・たとえ被害が生じて、**誰ひとり取り残されることなく回復し、安心と安全のもとで生活を営み続けられる**まち。

8

施策の方向性

- ア 個々の市民・事業者の**防犯力・交通事故防止力の向上**
- イ 市民・事業者が主体となった**地域における防犯活動の推進**
- ウ 変化する社会情勢に対応した**環境づくり**
- エ **犯罪被害等への支援**



9

市の責務 1

- ア 個々の市民・事業者の防犯力・交通事故防止力の向上
 - 1 生活安全に関する知識の普及及び**啓発活動の推進**
 - 〈具体的事業例〉
 - ・ 防犯・交通安全出前講座の実施
 - ・ 京都市生活安全運動期間をはじめとした啓発活動の実施
 - ・ 市民しんぶんなどを通じた広報活動の推進
 - 2 生活安全活動を担う**人材の育成**
 - 〈具体的事業例〉
 - ・ 地域団体とNPO法人等の連携促進事業
 - ・ 学生防犯ボランティア・ロックモンキーズ等による啓発・防犯活動への支援

10

市の責務 2

イ 市民・事業者が主体となった地域における防犯活動の推進

3 交通安全に関する**施策の推進**

〈具体的事業例〉

- ・交通安全啓発活動の推進
- ・通学路安全対策の推進

4 市民・事業者の**自主的活動への支援**

〈具体的事業例〉

- ・学区の安心安全ネット継続応援事業
- ・学生防犯ボランティア・ロックモンキーズとの防犯 合同啓発
- ・「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」

11

市の責務 3

ウ 変化する社会情勢に対応した環境づくり

5 犯罪や事故の防止に配慮した**環境づくりの推進**

〈具体的事業例〉

- ・防犯カメラ設置促進補助事業
- ・防犯モデル賃貸マンション認定制度の普及促進
- ・総合的な自転車政策の推進

6 犯罪及び事故発生時の**緊急体制の整備**

〈具体的事業例〉

- ・京都市女性のための相談支援センター みんなの運営
- ・消費者安全確保地域協議会を通じた見守り活動や情報提供

12

市の責務 4

工 犯罪被害等への支援

7 被害者等への支援の推進

〈具体的事業例〉

- ・ 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携
- ・ 「京都市犯罪被害者総合相談窓口」の運営



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョットちゃん」



京都犯罪被害者支援センター



13

市民の責務

ア 市民・事業者の自らの防犯力・交通事故防止力の向上

「自らを守る力を付けるとともに、自分たちの地域は自分たちで守っていく」ため、市民一人一人から地域全体に至るまで、幅広く、生活安全に関する知識を持ち、安全意識を高める。

イ 地域における防犯活動の推進

高まった、防犯力・交通事故防止力を活かし、市民及び各種地域団体等が、お互いに連携を深め、一体となって、地域の実情に即した普及及び啓発活動を推進する。その働きかけや実践で地域全体の安心・安全を守ってゆく。

14

事業者の責務

ア 市民・事業者の防犯力・交通事故防止力の向上

- ・従業員への生活安全知識の普及及び啓発活動の促進
- ・自らの事業活動に伴って発生することが予測される事故への安全対策、事業所の施設や設備の安全管理

イ 地域における防犯活動の推進

- ・地域の一員として、市民と一体となって防犯活動に取り組む
- ・高まった、防犯力・交通事故防止力を活かし、その働きかけや実践で地域全体の安心・安全を守ってゆく。

ウ 変化する社会情勢に対応した環境づくり

- ・市民及び観光旅行者等が安心して生活し、又滞在することができるための環境づくりを進める。

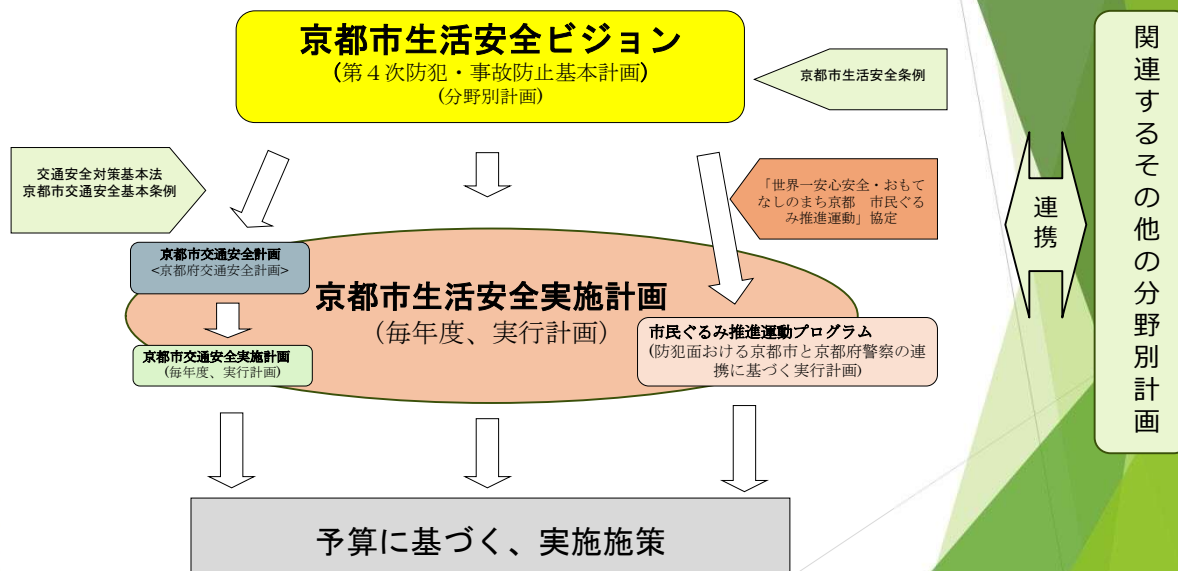
15

生活安全実施計画

- ・施策の効果的な推進のため、市民の生活様式や社会情勢の変化等時代の要請に合わせ、具体的施策を推進する「生活安全実施計画」を毎年策定する。
- ・京都府警察から犯罪認知、検挙件数、様態の情報提供を受けるとともに、消費生活センターや犯罪被害者支援センター等の関係機関との情報共有、市民アンケートの活用などにより社会情勢の変化等を把握し、生活安全審議会において各施策の実績報告、意見聴取を経て、より即応性、実効性のある計画とする。

16

生活安全施策の推進体系



17

ビジョン策定のスケジュール

		事 項	審議内容等
令和7年	12月	令和7年度第1回審議会	・パブコメ案 ・ビジョン案
令和8年	1月	パブコメ実施	
	2月	令和7年度第2回審議会	・パブコメ結果報告 ・答申案
	3月	審議会答申 計画策定	

18

京都市生活安全施策審議会

京都市生活安全施策審議会委員名簿 敬称略、五十音順 令和7年8月1日時点（任期は、令和9年5月14日まで）

浅野 雄祐	京都商店連盟副会長
阿部 千寿子	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター理事
石本 郁雄	京都市少年補導委員会副会長
井上 博之	京都産業大学情報理工学部教授
右近 裕子	特定非営利活動法人コンシューマーズ京都事務局員
浦中 千佳央	京都産業大学法学部教授
岡本 昌子	京都産業大学法学部教授
荻野 達也	京都商工会議所事務局長
奥野 雅義	京都府警察本部交通部長
桂 千草	市民公募委員
炭谷 富三	京都市防犯推進委員連絡協議会副会長
竹之下 雅代	株式会社ウィメンズカウンセリング京都代表
嶽 みどり	京都市民生児童委員連盟理事
谷 正徳	京都府警察本部生活安全部長
筒井 とよみ	京都市PTA連絡協議会理事
二之部 文雄	市政協力委員連絡協議会会長
野村 一真	京都市地域生徒指導連合会会長
升光 泰雄	京都市保護司会連絡協議会会長
三好 拓磨	市民公募委員
森本 静子	一般社団法人京都市地域女性連合会理事

19

京都市生活安全ビジョン

（第4次防犯・事故防止基本計画）

令和8年3月

京都市文化市民局文化市民部くらし安全推進課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話：075-222-3193

FAX：075-213-5539

20